

◆ 諸 規 程

学 則 (抄)

(学生納付金)

第 35 条の 2 学生納付金とは、入学金、授業料、施設設備費、在籍料、復籍料、教職課程履修料をいう。

大同大学学生納付金の納付手続に関する規程 (抄)

(納付方法)

第 2 条 学納金の納付方法は、銀行振込とする。

2 前項の規定にかかわらず、休学の場合の学納金の納付方法は、別に定める。

(納付期限)

第 3 条 学納金の納付は、前期及び後期の 2 回とし、それぞれ定められた額を所定の期日までに納付しなければならない。

2 学納金の納付期限は、次のとおりとする。ただし、納付期限の日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日をもってその期限とする。

(1) 前期納付期限 3月31日

ただし、卒業又は大学院修了対象者のうち卒業又は修了できなかった者については、4月30日とする。

(2) 後期納付期限 9月30日

ただし、卒業又は大学院修了対象者のうち卒業又は修了できなかった者については、10月31日とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の学納金に関する納付期限は、当該各号のとおりとする。

(1) 新入生の入学金及び前期分学納金 入学手続時

(2) 休学学生の学納金 休学手続時

(納付期限の延長)

第 4 条 前条第 2 項に規定する納付期限までに学納金の納付ができない学生には、学長が認めた場合に限り、納付期限の延長を許可する。

2 前項の許可を受けようとする者は、保証人と連署のうえ、願いを原則として納付期限までに学長宛に提出しなければならない。

3 納付期限の延長は、次の期日を限度とする。

(1) 前期延長納付期限 5月31日

(2) 後期延長納付期限 11月30日

4 前条第3項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合には、学長の許可を得て、納付期限の期日を延長することができる。

(催告)

第5条 学納金の滞納に対する催告は、次のとおり行う。ただし、前条第2項及び第4項により、納付期限の延長を許可された者は除く。

- (1) 納付期限から1週間後に文書により催告する。
- (2) 前号の催告を受けてもなお納付がない場合は、納付期限から3週間後に配達記録付きの郵便により催告する。

(除籍)

第6条 次の各号の一に該当する者は、学則第33条第4号又は院則第36条第4号により除籍する。

- (1) 前条の催告を受けてもなお納付しない者
- (2) 第4条第2項に規定する手続を納付期限から1か月以内に行わない者
- (3) 第4条第3項に規定する延長納付期限までに納付しない者

後援会会則(抄)

大同大学後援会

第2条 本会は、学生の教養の向上と幸福の増進を図り、会員相互の親睦を深めるとともに、大学の発展につくすことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学業の奨励
- (2) 福利厚生増進
- (3) 大学施設および設備の改善、整備の助成
- (4) その他、目的を達成するに必要な事業

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大同大学に在籍する学部学生及び大学院学生(以下「学生」という。)の保護者
- (2) 特別会員 大同大学の教職員等(以下「教職員」という。)で会長が推薦する者

2 正会員は学生の入学と同時に入会し、当該学生の学籍の消失をもって退会する。

第9条 本会の定期総会は、毎年春期に開くものとし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 総会の議決は、出席する正会員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第14条 本会の目的を達成するために行う事業に係る経費は、会員の入会金及び会費並

びに寄付金その他収入をもって充てる。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会は、必要に応じ下部組織として地区支部を設けることができる。

2 地区支部の運営のため支部部則を定める。

第 18 条 この会則で定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の審議を経て、会長が別に定める。

学 生 会 会 則 (抄)

第 一 章 総 則

第 二 条 本会は、学生主体の活動を通じ学生生活の向上を図ることを目的とする。

第 三 条 本会則で「本会会員」とは、大同大学所属の学生のことをいう。

第 四 条 本会会員は、本会則第二条の目的達成のための平等な権利を有し、本会則、および決議を実行する義務を有する。

第 三 章 組 織 及 び 機 関

第二十七条 本会は、次に掲げる組織を置く。

- (1) 学生投票決議
- (2) 学生代表者会議
- (3) 執行委員会
- (4) クラブ委員会
- (5) 特別委員会
- (6) 会計監査委員会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 大学祭実行委員会
- (9) アルバム委員会